

第1回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年7月27日（月曜日）午後2時から午後2時30分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席9名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席9名／定数9名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	山中力四郎	奥谷治子	黒田実
	岡田みさ子	齋藤明充	近藤正孝
	原田孝司	山中めぐみ	
農地利用最適化推進委員			
	杉浦孝明	三島幸雄	新美康弘
	磯貝孝弘	禰宜田時晴	長谷部実
	藤関弘之	金原節子	梶川吉治
4. 欠席委員（農業委員2名、農地利用最適化推進委員0名）

藤浦利吉	永井千春
------	------
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選定について
 - 第2（1）議案について（37件）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件	1件
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について	34件
議案第4号 生産緑地に係る事業の主たる従事者証明願の件	1件
 - （2）報告事項について（21件）

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件	2件
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	18件
報告第3号 農地改良届の件	1件
6. 事務局・説明員

事務局長	杉浦英樹	次 長	伊藤博之	係 長	松井佑未子
主査	梅木純一	主 事	石川修平		

7. 議事とその結果

次 長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第1回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。3番委員、7番委員から欠席の届け出がありました。よって、本日の出席委員は、農業委員9名・推進委員9名で、本会議は成立していますことをご報告いたします。
会 長	これからの取り回しにつきましては、碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
議 場	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
会 長	これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
会 長	(「異議無し」の声)
会 長	それでは、2番委員、4番委員にお願いします。
事務局	次に、日程第2の議事に入ります。
	議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
	1ページをお開きください。
	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。
	受付番号4番
	◎◎町◎丁目◎◎番 畑 25㎡はじめ3筆、770㎡につきまして
	□□町□丁目□□番地 □□□□さん から
	△△町△丁目△△番地 △△△△さん へ 所有権設定の許可申請です。
	申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。
	この農地は、市街化調整区域の農地です。
	対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。
	農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、
	第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力について自作地は畑が512㎡です。借入地は畑が2,644㎡です。経営地は合計3,156㎡です。
	農作業に従事する者は、農作業歴19年の△△さんと8年の妻です。
	通作距離は、車で5分となっております。
	第4号関係の、農作業従事日数は、△△さんと妻どちらも300日です。
	第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障ありませんとのこと。
	以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。
会 長	7月7日に、2番委員と18番委員、事務局で、現場確認を実施しました。
	地図は、33ページにあります。
	ありがとうございました。
	只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明

	をお願いします。2番委員をお願いします。
2番委員	7月7日に現場確認を実施しました。対象地に鉄塔が中に入っているの、耕作する上で少し障害になるのかなと危惧しております。対象地自体はきれいに土が起こされているので、問題無いと思います。
会 長	ありがとうございました。続きまして18番委員をお願いします。
18番委員	現地確認時点では土が起こされており、非常にきれいな状態でした。 ただ、本日対象地を見てみると少し草生えしておりましたので早めに売買を成立したほうがよいと思われます。
会 長	ありがとうございました。 それではこの件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
議 場	議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。 (「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	2ページをお開きください。 議案第2号、農地法第5条の規定による県知事許可の申請の件についてです。 受付番号5番 10番委員から、 △△町△丁目△△番地 △△△△さんへ、 ◎◎町◎丁目◎◎番 田 407㎡につきまして、 使用貸借権の設定で、農家住宅1棟 137.88㎡、建蔽率33.8%、駐車場3台分の転用になります。 申請理由としましては、現在本家の離れで生活しておりますが、結婚し子どもが生まれ手狭になったため父親の所有する土地のうち、集落に近く、かつ耕作地の管理にも適した申請地で農家住宅を建築したく申請するものでございます。 申請地は農業振興地域内農用地でしたが、今回転用申請するにあたり、事前に碧南市へ農用地利用変更申出書を提出し、農用地区域からの除外手続きがなされております。 当委員会では令和8年3月25日に開催しました第33回碧南市農業委員会において、農用地利用計画変更の件にて議決をし、碧南市へ農用地からの除外をすることに異議はない旨の回答をしており、令和8年5月18日付けで県から内諾を得ております。 申請地の農地区分は、第2種農地と考えます。第2種農地とは「市街化が見込まれる区域内の農地」で、今回の申請地は、第2種農地の中でも、「相当数の街区を形成している区域」に相当していると考えます。 申請書には碧南市土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区、明治用水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となっております。以上の様に、農地法第5

	条第１項の許可の要件を全てみたしていると考えます。 なお、令和８年７月７日に、会長、１２番委員と事務局で、現場確認を実施しております。 地図は３４ページにあります。また、図面は３５ページにあります。
会 長	ありがとうございました。 私が事務局と共に現場確認を実施しましたので、まず私から現地調査の結果を報告します。対象地は水稲作が終わり若干草生えしておりますが問題ないと思われます。続いて１２番委員お願いします。
１２番委員	水稲作が終了し、現状除草剤が撒かれている状態です。問題無いと思います。
会 長	ありがとうございました。
	それでは、１０番委員の関連議案について質疑に入ります。
１０番委員	（退席）
会 長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	議案第２号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
会 長	異議もございませんので、議案第２号は、原案のとおり決定しました。
１０番委員	（自席に戻る）
会 長	次に議案第３号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。
事務局	事務局から議案の朗読と説明をお願いします。 ３ページをお開きください。 議案第３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について説明致します。 中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画（案）についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。 審議にあたり、１点変更が生じた案件がありましたので、お知らせいたします。本日お手元に追加で配布いたしました議案１６ページの資料をご覧ください。受付番号３０の案件につきまして、耕作者の方が廃業をされるため、更新を取止めることとなりました。 続いて、追加で配布いたしました議案３ページの資料をご覧ください。受付番号３０を除いた今回の案件集計となっております。 全て貸借権設定で、合計件数３３件、合計面積６０，６７３㎡です。内訳は、畑５９，４７７㎡、樹園地１，１９６㎡です。 この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。
会 長	ありがとうございました。 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
	５番委員の案件を先決します。
５番委員	（退席）

会 長	5 番委員の案件は受付番号 9 番はじめ 6 件です。
会 長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
議 場	5 番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
会 長	(「異議無し」の声)
5 番委員	異議もございませんので、5 番委員関連の受付番号 9 番はじめ 6 件は、原案のとおり決定しました。
会 長	(自席に戻る)
1 8 番委員	次に 1 8 番委員の案件を先決します。
会 長	(退席)
会 長	1 8 番委員の案件は、受付番号 3 7 番です。
会 長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問はありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
議 場	1 8 番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
会 長	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、1 8 番委員関連の受付番号 3 7 番は、原案のとおり決定しました。
会 長	それでは、先決 7 件を除く 2 7 件について、質疑に入ります。
会 長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
議 場	よろしいですか。それでは簡易採決します。
会 長	議案第 3 号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
会 長	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第 3 号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に議案第 4 号、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	2 2 ページをお開きください。
	議案第 4 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件についてです。
	受付番号 4 0 番
	申出人は、△△町△丁目△△番地、△△△△ さん。
	申出生産緑地は◎◎町◎丁目◎◎番、畑、3 5 7 m ² です。
	申出事由の生じた者は、□□町□丁目□□番地 □□□□さん。
	申出事由が生じた日は、令和 8 年 6 月 1 6 日、理由は故障です。
	申出人との続柄は、子です。
	申述書によりますと、故障する以前は、年間 6 0 日農業に従事していたとのことです。
	令和 8 年 7 月 9 日に前任である〇〇委員、〇〇委員と事務局で、現場確認を実施しました。
	地図は 3 6 ページにあります。
会 長	ありがとうございます。

現場確認された農業委員・最適化推進委員が前職の方になりますので、代理として事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

事務局

対象地の一部について草生えしている状況でしたので、是正するよう地権者の方にお伝えしました。後日再度確認すると草生えが解消されておりましたので、問題無いと思われます。以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問はありませんか。

会 長

よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第４号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

（「異議無し」の声）

会 長

異議もございませんので、議案第４号は原案のとおり決定しました。

会 長

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第１号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出の件 ２件

報告第２号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出の件 １８件

報告第３号 農地改良届の件 １件

合計２１件、一括報告してください。

事務局

（報告）

会 長

ありがとうございました。

只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

会 長

続きまして、碧南市農業委員会会議規則第１１条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。

会 長

無いようですので以上をもちまして、第１回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後２時３０分閉会～